

公用車（プリウス）売却に係る一般競争入札実施要項
(入札説明書)

鹿児島県 大崎町 総務課

公用車売却に係る一般競争入札の概要

○入札の公告

令和8年7月15日（水）

○入札説明書の配布開始

同 日



○入札参加申込受付期間

令和8年7月15日（水）午前9時00分から
令和8年8月7日（金）午後5時00分まで
（土日祝日除く）



○売却物件の公開

令和8年7月15日（水）午前9時00分から
令和8年8月7日（金）午後5時00分まで
（土日祝日除く）



○開札，落札者決定

令和8年8月17日（月）午前10時00分から



○売買代金の納入

8月21日（金）の午後3時まで
（大崎町役場会計課窓口にて納入）



○所有権移転及び車両引渡し

売買代金納入後（土日祝日除く）

公用車（プリウス）売却に係る一般競争入札実施要項

1 事業名 公用車（プリウス）売却事業

2 入札に付する物件

別紙1「売却公用車仕様書」のとおり（以下、「売却物件」という。）

3 最低売却価格

- （1）本件売却における最低売却価格は、30,000 円（消費税及び地方消費税を含まない）とする。
- （2）上記金額を下回る金額での売却は行わない。
- （3）入札書に記載する金額が最低売却価格に満たない場合は、本件を中止する。

4 入札に参加する者に必要な資格

- （1）入札に参加できる者は、個人・法人を問わず次の要件をすべて満たすこと。
 - ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
 - ② 地方自治法第 238 条の 3 第 1 項の規定に該当しない者であること。
 - ③ 次のアからケまでのいずれにも該当しない者であること。なお、資格要件確認のため、鹿児島県警察本部に照会する場合がある。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ）
 - イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ）
 - ウ 役員等が、暴力団員であると認められる法人又は個人
 - エ 暴力団又は暴力団員が、その経営に実質的に関与している法人又は個人
 - オ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している法人又は個人
 - カ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人又は個人
 - キ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している法人又は個人
 - ク 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している法人又は個人
 - ケ アからクまでに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする法人又は個人
 - ④ 指定する期間の午後 3 時までに消費税を含む落札額の全額を納付できる者であること。

5 入札説明書を交付する場所及び期間

- (1) 場 所 大崎町町役場 総務課 管財係
- (2) 時 間 令和8年7月15日(水) 午前9時00分から
令和8年8月7日(金) 午後5時00分まで(土日祝日を除く。)
- (3) その他 大崎町ホームページからも確認することができます。

6 公売物件の公開の場所及び期間

- (1) 日時 令和8年7月15日(水) 午前9時00分から
令和8年8月7日(金) 午後5時00分まで(土日祝日を除く。)
○見学又は説明が必要な方は、事前に予約が必要です。
○試乗、試運転はできません。
- (2) 場所 大崎町役場駐車場(鹿児島県曾於郡大崎町仮宿 1029 番地)

7 入札参加申込みについて

- (1) 入札参加希望者は、次の書類を提出してください。
 - 入札参加申込書(様式第1号)
 - 入札参加者名簿(様式第1号の2)
 - 公的機関が発行する証明書の写し(直近3か月以内のもの)
 - ・個人の場合(住民票, 運転免許証, 保険証, パスポート等)
 - ・法人の場合(登記事項全部証明書)
 - 住所(所在地)のある自治体の納税証明書又はその写し(直近3か月以内のもの)
※令和7年度の市町村税全税目
- (2) 書類提出期間
令和8年7月15日(水) 午前9時00分から
令和8年8月7日(金) 午後5時00分まで(土日祝日を除く。)
※郵送の場合は必着とします。
- (3) 提出場所
〒899-7305 鹿児島県曾於郡大崎町仮宿 1029 番地
大崎町役場 総務課 管財係
- (4) 資格審査
資格を審査のうえ、入札参加が適当と認められた時は、入札参加決定通知書を送付し、入札参加が適当でないと認められた時は、理由を記入して入札参加失格通知書を送付します。

8 入札の日時及び場所

- (1) 日時 令和8年8月17日(月) 午前9時30分受付開始
午前10時入札開始
- (2) 場所 大崎町町役場 2階応接室

9 入札の方法

- (1) 入札書（様式第2号）は、大崎町契約規則（昭和53年4月1日大崎町規則第3号）第13条に基づく、第3号様式その4（その他用）を用いることとし、その他の様式による入札は認めません。
- (2) 入札書に記載する金額は、見積もった金額の110分の100に相当する金額を記載するものとする。（消費税及び地方消費税相当額を除いた金額とすること。）
- (3) 代理人による入札をしようとするときは、入札前に委任状を提出すること。

10 入札の無効

- (1) 入札に参加する者に必要な資格がない者のした入札
- (2) 入札参加申込みをしていない者の入札
- (3) 2以上の入札書（代理人として提出する入札を含む。）による入札
- (4) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札
- (5) 入札要件の判明できない入札書、入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書
- (6) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札
- (7) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- (8) 予定価格に達していない入札
- (9) 送付、電報又は電送の方法による入札

11 落札者の決定

有効な入札書を提出した者で、予定価格以上の価格で最高の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。

ただし、落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、当該入札をした者にくじを引かせて落札者を決定する。

なお、同価格の入札をした者は全てくじを引かなければならず、くじを引かない者があるとき、及び、当該入札をした者が当該入札に立ち会っていないときは、これに代わって入札事務に関係のない大崎町職員にくじを引かせる。

12 その他の条件

- (1) 中古物件であり、大崎町は契約不適合責任を負わないので、使用にあたっては、落札者の責任とすること。
- (2) 公売物件は、保管場所での現状有姿による引渡しとする。引渡後の不具合等については発注者は一切の責任を負わない。
- (3) 引渡し後の物品輸送等の諸手続きは、落札者が行うこと。なお、物品輸送等の際の事故について、本町は一切責任を負わない。
- (4) 買受人は、引渡後速やかに、一時抹消登録を行うことを条件とする。一時抹消登録完了後、買受人は登録事項証明書等の写しを発注者に提出すること。

- (5) 契約，登録等の諸手続き，運搬，引渡しに係る費用は，落札者が負担すること。
- (6) 落札決定通知を受けた者は，落札決定日から8月21日（金）午後3時までに，入札金額に100分の10を加算した額の全てを現金で一括納入すること。
- (7) 申込関係書類は返却しない。
- (8) 契約手続きで使用する言語及び通貨は，日本語及び日本国通貨に限る。

13 入札保証金及び契約保証金

12の（6）を満たすことを条件に免除する。

14 売買代金の納入

令和8年8月21日（金）午後3時までに現金で納付すること。

15 所有権移転及び車両引渡し

- (1) 公売物件の所有権は，売買代金が納入され，本町において納入が確認されたときに落札者に移転される。
- (2) 大崎町は，落札者が売買代金を納入した後は，公売物件に係る譲渡証明書等の書類を落札者に交付する。
- (3) 公売物件の受領後は速やかに，物品受領書（様式第5号）を大崎町に提出すること。なお，引渡し場所は大崎町役場駐車場とする。

16 その他

- (1) 本実施要項に記載のある事項については，熟読し遵守してください。
- (2) 契約手続きで使用する言語及び通貨は，日本語及び日本国通貨に限ります。
- (3) 都合により入札執行が延期又は中止となる場合があります。
- (4) この要項に定めのない事項に疑義が生じた場合は，別途協議を行うものとします。

17 入札及び契約に関する問い合わせ先

〒899-7305 鹿児島県曽於郡大崎町仮宿 1029 番地
大崎町役場 総務課 管財係
TEL 099-476-1111（内線：217）